

# 性的指向・性自認

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。また、からだの性とこころの性との食違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の視線にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。

こうした性的指向や性自認などを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

## 性的指向とは

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛のことを言います。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために正常とは思われず、場合によっては、職場を追われることさえあります。このような差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

### ●性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年)

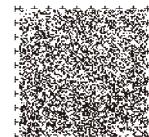
## 性自認とは

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。多くの人は、性自認(こころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります(性同一性障害)。そして、こうした人たちが、偏見の目を向けられたり、不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

### ●性同一障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年)



なお、性同一性障害のある人々のうち、一定の条件を満たす人は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、家庭裁判所で、性別の取扱いの変更の審判を受けることができます。

# LGBTという言葉を聞いたことがありますか？

性的指向及び性自認について、いわゆるLGBTなどと言われることがあります。一般的に、次のことを示しています。

**L**:女性の同性愛者(Lesbian, レズビアン)

**G**:男性の同性愛者(Gay, ゲイ)

**B**:両性愛者(Bisexual, バイセクシュアル)

**T**:こころの性とからだの性との不一致(Transgender, トランスジェンダー)

(法務省ホームページから抜粋)  
ぱっせい

## 性的指向・性自認に関する人権相談

法務省の人権擁護機関では、人権相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた措置を講じています。

### ■平成29(2017)年の相談件数(全国)

	性的指向に関するもの	性同一性障害に関するもの
暴行虐待	6	0
差別待遇	45	103
強制強要	9	10

※以上の統計項目以外に計上される場合もあります。

### ●救済措置を講じた具体的な事例

戸籍上は女性であるが医師に性同一性障害と診断されている者から、職場において男性用施設(更衣室等)を使用させてもらえず精神的苦痛を受けているとの申告を受け、調査を開始した事案。

事情を確認するため、法務省が被害者の職場の上司と面談したところ、当該上司は、被害者から本件申告と同趣旨の相談を受けつつも、同人と十分なコミュニケーションが取れていない状況が伺われたことから、その旨を指摘したところ、当該上司はできるだけの対応をしたいとの意向を示しました。その後、職場における対話が促され、被害者は職場の男性用施設の利用ができるようになりました。

(法務省ホームページから抜粋)  
ぱっせい

